

和歌山県サイクリングイベント等実施支援事業補助金に係るQA

令和3年10月8日時点

番号	質問	回答
1	補助限度額の算定基礎となる「イベント等参加者数」の対象は。	「イベント等参加者」は公募により申し込みのあった参加者を原則とし、主催者側のスタッフやボランティア、申し込みのあった参加者の同行者や観戦のために会場にいた人等は「イベント等参加者」に含まれない。
2	公募により申し込みのあった参加者のうち、参加者都合でイベントに参加しなかった人は「イベント等参加者数」の対象か。	対象となる。
3	イベントが中止となった場合、イベントの準備にかかった経費は補助対象経費の対象となるか。	県との協議により、やむを得ない理由による中止と認められる場合は補助対象経費の対象とすることができる。やむを得ない理由には以下のような例が該当し、主催者側の都合による中止の際は原則として補助対象とはならない。 (やむを得ない理由の例) ・警報発令等の荒天による中止の場合 ・災害等により大会が開催できなかった場合 ・新型コロナウイルス感染症に係る自粛要請による中止の場合
4	イベントの中止や内容変更等により、補助対象経費が一交付申請あたり300千円を下回った場合は補助金の対象となるか。	やむを得ない理由での中止の場合も含め、補助金の対象とならない。事業の廃止となるため、速やかに廃止承認申請を提出すること。
5	補助事業が完了していれば、実績報告書に添付する領収書等の日付けが次年度(4月1日以降)になっても補助対象となるのか。	補助事業に係る経費の計上は、交付決定日以降に発生(発注)したもので、補助事業期間中に終了(支払)したものが対象であるが、例外として、支払が補助事業期間外であっても以下の要件を満たす場合は、補助対象経費として認める。 ただし、補助事業期間終了後に支払手続きを行った場合には、支払が完了した時点で速やかに県の補助金担当者への報告及び確認を受けなければならない。なお、補助金担当者による確認の結果、疑義が生じた場合には、必要に応じて検査等を受けること。 (要件) ・補助事業期間中に発生し、かつ当該経費の額が確定しているものであって、補助事業期間中に支払われていないことに相当な事由があると認められるもの。 (例) ・事業の進捗上、事業期間の終了直前に経費が発生したが、経理処理の都合上、補助事業期間中の支払が困難なもの。
6	収支決算書(別記第2号様式)に添付する「記載された金額の根拠となる領収書等」は、レシートでもよいのか。	原則、領収書が必要。領収書には、宛名(省略していない正式な補助事業者名)、領収日付、領収金額、具体的な品名等が記載されていること。 ただし、領収書の発行ができない場合は、レシートも可とする(領収書と同様に宛名等の記載は必須)。
7	領収書に具体的な品名等が記載されていない場合はどうするのか。	レシート等の内訳が分かるものを添付すること。レシート等には宛名(省略していない正式な補助事業者名)が記載されていること。
8	インターネット等による通信販売で購入して領収書を出してもらえない場合、支払完了メール等を支出を証明する書類としてよいのか。	発注者名(省略していない正式な補助事業者名)、具体的な品名等、数量、金額が記載されており、補助対象期間内に支払いが完了したと確認できるものであれば可する。
9	補助事業者以外の者が購入したものは補助対象となるか。	補助事業者名義以外で購入したものは原則、補助対象とならない。 やむを得ず、補助事業者名義以外の者が支払いを行った場合は、「立替払い」となるため、補助事業者の補助対象経費とするためには、補助対象期間中に、補助事業者と立替払い者との間での精算が確認できること(補助事業者から立替払い者への振込等)が必要となる。

10	ポイントを利用して購入した物品等も補助対象となるか。	クーポン、特典ポイント、金券・商品券等を利用したものは補助対象外。
11	外部講師やイベントスタッフへの報酬などの支出を証明する書類が必要か。	報酬や謝金等の場合も受領書などが必要。 受領書には、宛名(省略していない正式な補助事業者名)、金額、但し書き等(アルバイト代など)、受領年月日、受領者名(氏名、住所)が記載されていること。
12	コインパーキングやセルフのガソリンスタンドでのガソリン購入、高速道路(有料道路)の通行をETCで支払った場合など、宛名の記載がない領収書(レシート)しか発行できない場合、それらを支出を証明する書類として提出してもよいか。	支出を証明する書類は、原則、宛名等が記載された領収書を提出すべきであるが、コインパーキング等の宛名のない領収書しか発行できない場合は、利用(購入)日、内容、単価等の内訳が記載されているレシート、また、ETC利用証明書を領収書に代えることは可とする。 その場合、提出された資料について、補助事業者が支出したものであるかの県の補助金担当者の確認を受けること。